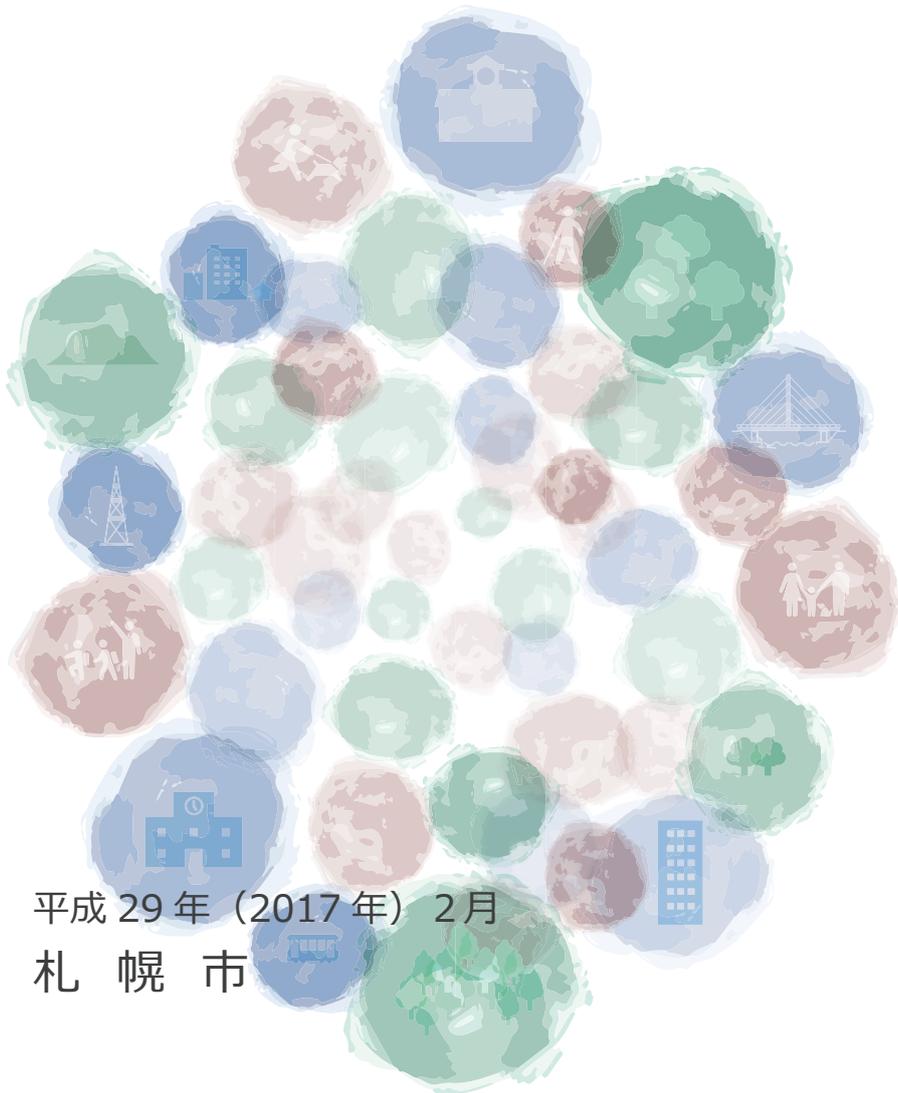


札幌市 景観計画

概要版



平成 29 年（2017 年）2 月
札幌市

はじめに 私たちの暮らしと景観

良好な景観は、そこに暮らしている全ての人の理解と様々な取組によって形成されるものであり、次の時代へと継承されていくべき市民共通の資産です。良好な景観を形成することは、市民生活に潤いや豊かさをもたらし、まちに対する愛着と誇りが醸成されるとともに、観光客の増加や民間投資の誘発など、活力ある地域経済の実現にも寄与するものといえます。

この計画は、札幌の景観形成の総合的な指針として、景観法に基づく届出に関わる事業者や行政だけでなく、市民を含めて全ての人が良好な景観の形成に向けて取り組む際の一助となるよう策定したものです。



私たちが
ご説明します!

【市役所くん】

札幌生まれの熱血漢。厚いくちびるで熱くまちを語る。

【時計台じいさん】

昔話が大好きな札幌の人気者。

【マチコ】

一軒家。なんでも知りたがるお年頃。

〈策定までの流れ〉

平成26年度

市民や
事業者の方々の
意向の把握



この計画を見直すために、たくさんの市民・事業者の皆さんに協力してもらっているんじゃないのう!

市民アンケート

市民ワークショップ
子どもアンケート
事業者アンケート

都市景観審議会
での審議

第1回

第2回

第3回

第4回

第5回

第1章 目的と位置付け

計画策定の目的

- 札幌の景観形成の総合的な指針として、理念や目標、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組などを定めます。
- 計画を市民・事業者・行政等が共有、連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進します。

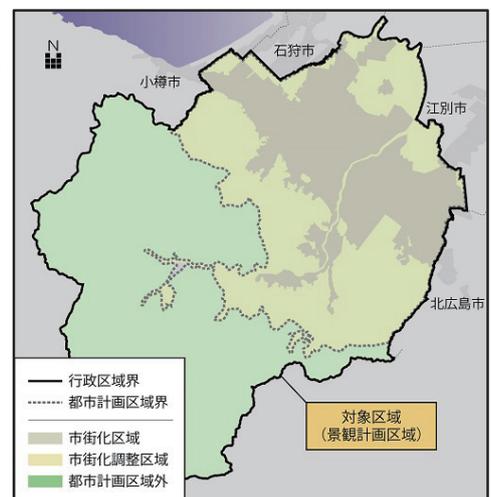
計画の前提

〈計画期間〉

- 長期的な視点をもって定める指針として、また、都市計画マスタープランとも整合を図り、平成47年(2035年)までのおおむね20年間とします。

〈対象区域〉

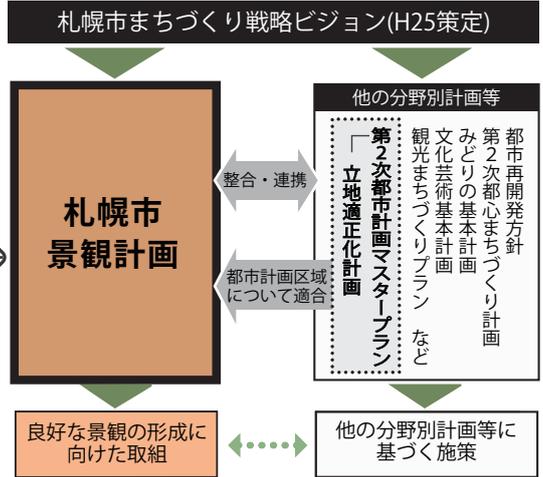
- 札幌市の行政区域全域とします。
(景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域)



計画の対象区域

景観計画の位置付けと今回の見直しについて

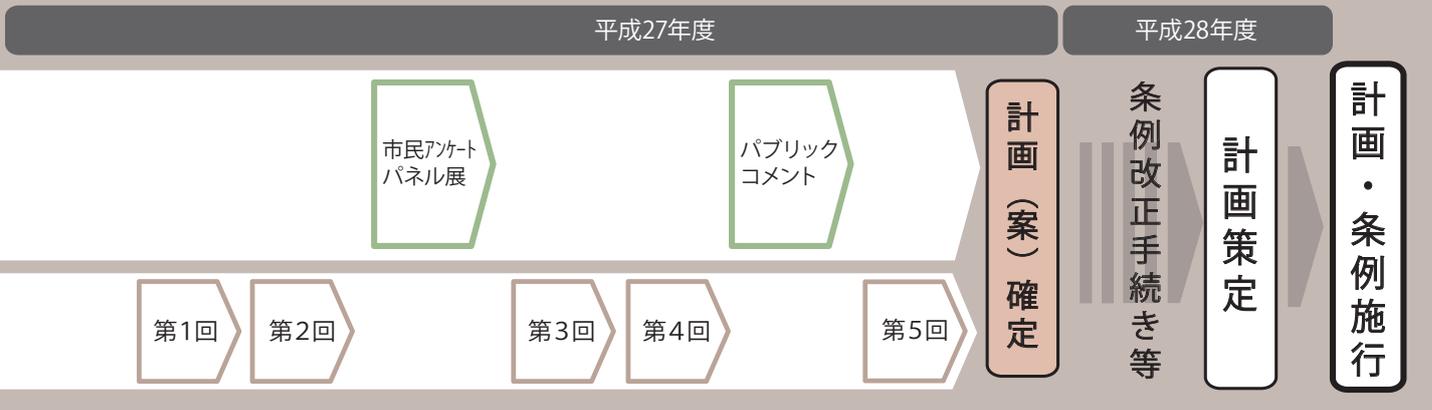
- 平成9年策定の札幌市都市景観基本計画と、平成19年策定の札幌市景観計画を統合し、新たに「札幌市景観計画」として策定します。
- 札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。



Q.景観計画ってなに?



A.景観法(国が定めた景観に関する法律)に基づいて、札幌市が定める計画です。この計画を定める事により、札幌の景観をもっと良くするための取組を法律に基づいて行うことができます。



これからの景観施策の主要課題

これまでの景観施策は?

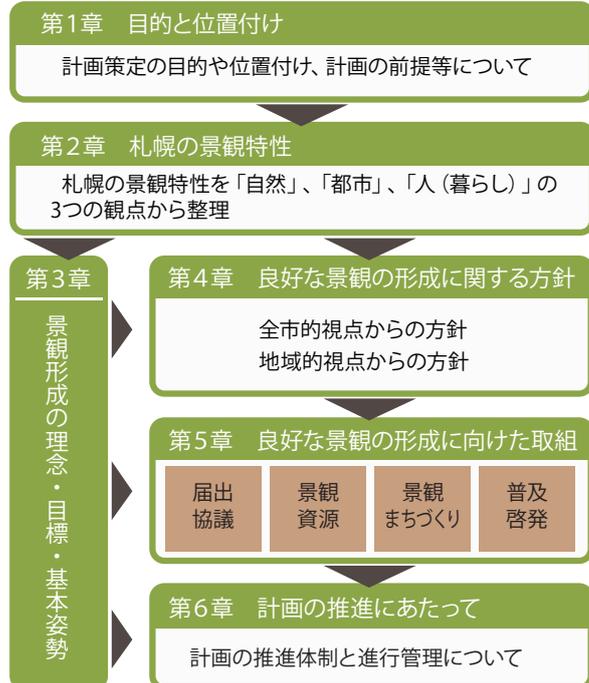
都市が拡大・成長する中で、受動的・保守的に秩序と調和のある都市景観を維持する施策



これからの景観施策は?

成熟した都市において、景観を構成する要素を幅広くとらえ、能動的・創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策

<計画の構成>



第2章 札幌の景観特性

2-1 自然

- ・四季の変化が鮮明
- ・世界の大都市に類をみない降雪量の多さ
- ・豊かな自然と市街地が近接 など

2-2 都市

- ・北海道開拓の拠点として整備された都心部
- ・都市化の進展に応じて整備・拡大された市街地 など

2-3 人(暮らし)

- ・多様な文化を受け入れる寛容さと、新しいことに挑戦する進取の気風を持つ市民性
- ・四季折々の魅力的なイベントやスポーツ など

第4章

良好な景観の形成に関する方針

自然 自然的特性を踏まえた景観形成の方針

全市

気候等

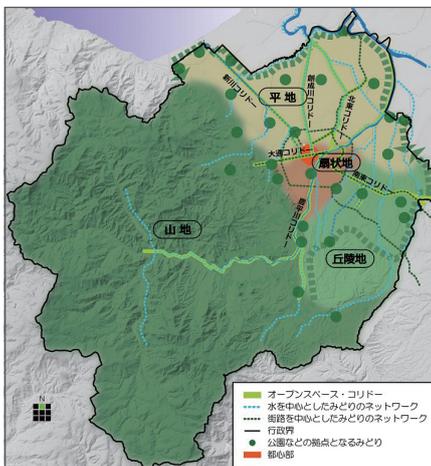
- ・四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。
- ・特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。

地形

- ・札幌の地形が持つ特性を生かした景観形成を図ります(山地、丘陵地、扇状地、平地)。
- ・特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。

水とみどり

- ・骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視し、連続性のある景観形成を図ります。
- ・特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。
- ・札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。
- ・水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。



自然的特性を踏まえた景観形成の方針付図

都市 市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針

全市

都心

【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】

- ・骨格軸や交流拠点など^{※1}の個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。
※1:「第2次札幌市都心まちづくり計画」において位置付けられた都心のまちづくりを実現するための骨格構造
- ・人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。

拠点

【各拠点の特性を生かした景観形成】

- ・多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。
- ・市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。
- ・各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。

複合型高度利用市街地

【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】

- ・集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域特性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。

住宅地一般

【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】

- ・地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。

住宅地外

【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】

- ・閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図ります。

全市 は全市的視点からの方針を、地域 は地域的視点からの方針をそれぞれ示しています。

第3章

景観形成の理念・目標・基本姿勢

理念

北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

「自然」や「都市」だけでなく、「人」の活動も景観を構成する要素として幅広くとらえ、市民・事業者・行政等が手を携え、美しい札幌の景観を創り上げていきます。

目標

- 1 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
- 2 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
- 3 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

基本姿勢

- | | |
|----------------|-----------------|
| ア 自然を守り、生かす | エ 地域の個性を見だし、伸ばす |
| イ 歴史を踏まえ、受け継ぐ | オ みんなが取り組み、広げる |
| ウ 札幌の「顔」を創り、磨く | カ 行政は率先し、支える |



暮らし

歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針

全市

歴史

- ・歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。
- ・格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した景観形成を図ります。
- ・れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。

文化・暮らし

- ・深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。
- ・市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。
- ・住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。
- ・新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。
- ・社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないよう配慮します。

流通業務地

【周辺市街地と調和した景観形成】

- ・緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。

幹線道路等の沿道

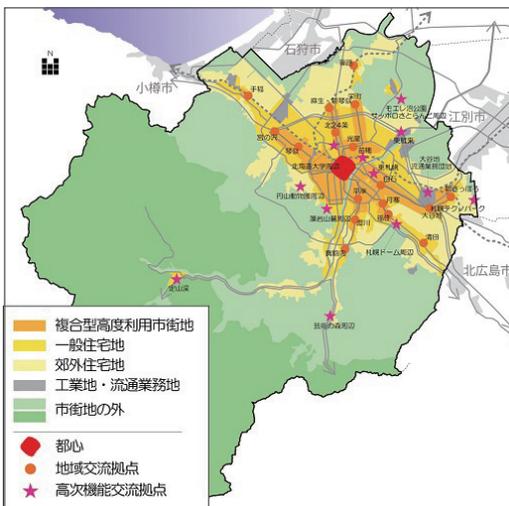
【連続性のある道路景観の形成】

- ・骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図ります。
- ・隣接する周辺市街地等と調和した景観形成を図ります。

市街地の外

【市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成】

- ・良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図ります。
- ・高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図ります。



市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針 付図

景観計画重点区域 及び 景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針

地域

- ・景観計画重点区域や景観まちづくり推進区域など、個別に景観に関する方針等を定める地区において、当該方針は全市的視点から定めた方針に即し、地区の特性に応じて定めるものとします。

取組の内容や場所に応じてそれぞれの方針を重ね合わせて読み解くものとします。

第5章

良好な景観の形成に向けた取組

5-1 届出・協議による景観誘導

(1)-1 現状

大きな建築物や橋などを作る時には、工事前に市へ届け出ていただき、協議を行っています。

【届出実績(平成27年度)】

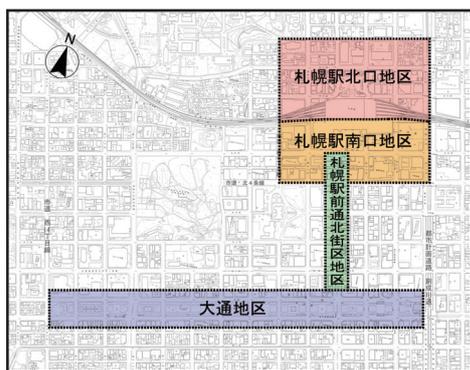
・総数:127件

(内訳概要:共同住宅の新築が約半数、その他は鉄柱の新設や橋りょうの塗り替え、学校の増築等)

<景観計画重点区域>

景観計画区域のうち、地区の特性を踏まえて、特に良好な景観形成を図るべき区域です。

現在、景観計画重点区域は都心に4地区指定しており、この区域内では規模に関わらず届出・協議を行っています。

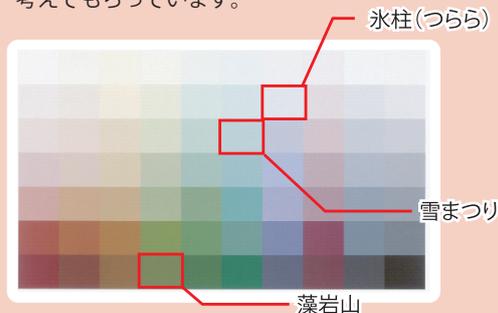


景観計画重点区域の範囲

<色彩景観基準について>

【札幌の景観色 70色】

建物の色彩については、この70色を基調に考えてもらっています。



この70色にはひとつひとつに札幌にちなんだ名前が付けられているよ。

これまで周囲から浮いた色彩だった橋桁が、周囲と調和のとれた色彩に変わりました。



(1)-2 課題

- ・景観形成上重要な施設の場合でも、届出の期日が一律に定められており、また、届出者と市の二者の視点による協議に留まっています。
- ・届出対象ではない建築物等でも景観に大きく影響を与える場合があります。

など

(2) 取組の基本的考え方

- ・全市的な秩序と調和を保つため、景観施策の根幹である届出・協議を今後も適切に運用していく必要がありますが、これからは、積極的に地域の魅力を高める観点から効果的に協議を行うことが重要です。
- ・景観誘導の重要性に応じて届出対象や協議手法等を見直し、運用していきます。

(3) 主な取組

① 景観上優れたものへの誘導方策を充実させます。

- ア 専門家の関与による協議制度「景観プレ・アドバイス」の導入
景観形成上重要な建築物等について、計画の早い段階で専門家がアドバイスを行う仕組みを導入します。
- イ 届出・協議に関する基準やパンフレット等の見直し
景観形成基準(16～18ページ参照)や届出時に提出する自己診断カルテを見直します。
- ウ 市有建築物等に係る協議等の充実
必要に応じて、計画の早い段階からの協議を行うなど、適切に景観誘導を図ります。

② 届出の対象を見直します。

- ア 届出対象の追加・除外

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

① 届出

建築物及び札幌市景観条例施行規則で定める工作物(以下「建築物等」という。)の新築(工作物にあっては新設)、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更で、以下の届出対象規模に該当するものは、届出の対象となります。(ただし、増築にあっては、増築部分のみが届出対象規模に該当しないものは届出不要です。なお、当該増築の前は届出対象規模に該当せず、当該増築をもって届出対象規模となるものは届出が必要です。)なお、景観計画重点区域では、規模にかかわらず届出が必要になるほか、景観まちづくり推進区域では、区域ごとに届出対象行為を定められます。

届出対象規模				
建築物	延べ面積が 10,000 m ² (札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあっては 5,000 m ²) を超えるもの			建築物 (イメージ)
	高さが 31m を超えるもの (高度地区の指定がない場合)			
	高度地区の指定がある場合	高度地区の種類	高さ	
		18m高度地区 (18m北側斜線高度地区を含む) 24m高度地区	15mを超えるもの	
		27m高度地区 (27m北側斜線高度地区を含む)	18mを超えるもの	
33m高度地区 (33m北側斜線高度地区を含む) 上記以外の地区		21mを超えるもの 31mを超えるもの		
壁面の長さが 50m を超えるもの (高さが 10m を超えるものに限る)				
工作物	擁壁・橋りょう等を除く	築造面積が 2,000 m ² を超えるもの 高さが 31m を超えるもの	工作物 	
	擁壁等	延長が 50m を超え、かつ最高の高さが 6m を超えるもの		
	橋りょう・高架道路・高架鉄道等	橋長または延長が 50m を超えるもの		

② 事前協議

届出対象行為を行おうとする事業者等は、当該届出を行う前に札幌市と事前の協議を行うことができます。

5-1 届出・協議による景観誘導

(4) 取組を支える制度と運用の考え方(つづき)

③ 専門家の関与による協議制度(景観プレ・アドバイス)

【景観プレ・アドバイスに係る協議対象行為等】

景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知が必要となる行為のうち、以下の協議対象行為のいずれかに該当する行為を行う際は、以下の協議の期日までに市長に申し出を行い協議しなければなりません。

種別	区域	区分	協議対象行為	協議の期日
建築物	全市 共通	a	下記のいずれかに該当する建築物の新築又は増築 ① 高度利用地区の区域内における建築物 ^{※1} ② 特定街区の区域内における建築物 ^{※2} ③ 都市再生特別地区の区域内における建築物 ^{※2} ④ 地区計画等の区域内における建築物 ^{※3} ⑤ 再開発等促進区の区域内における建築物 ^{※4} ⑥ 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物 ^{※5} ⑦ 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画の区域内における建築物 ^{※6}	都市計画 審議会に 付議する前 及び 工事着手の 180日前
		b	景観重要建造物又は札幌景観資産(建築物に限る)の敷地境界線からの水平距離が10m未満の範囲内にある敷地における建築物の新築又は増築	
	景観計画 重点区域	c	高さが60mを超える建築物の新築又は増築 延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築	
	都市機能 誘導区域 (都心)	d	高さが60mを超え、かつ、延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築	工事着手の 180日前
	都市機能 誘導区域 (地域交流拠点)	e	延べ面積が10,000㎡を超える建築物の新築又は増築	
工作物	全市 共通	f	高さが100mを超える工作物(橋りょう、擁壁等を除く)の新設又は外観の過半にわたる色彩の変更	
		g	橋長が100mを超える橋りょう(高架道路又は高架鉄道を除く。)で河川に架かるものの新設又は改築	

※1：当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。

※2：当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第56条若しくは第56条の2若しくは高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。

※3：高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。

※4：建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。

※5：建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超えるもの又は建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。

※6：建築基準法第68条の5の5第2項の規定による認定に係るものに限る。

【時期・回数】

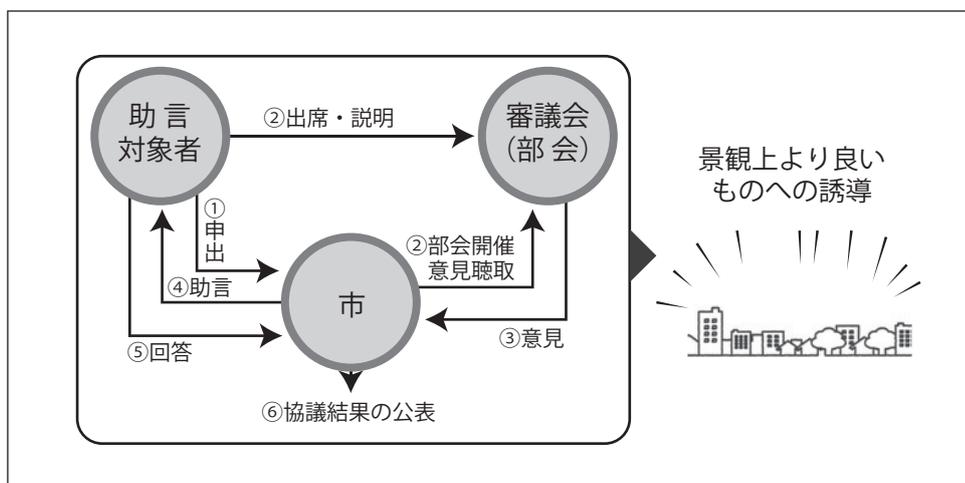
- ・実施回数は1回(設計段階)としますが、7ページ掲載図の区分aに該当する行為を行う際は、2回(構想段階・設計段階)とします。
- ・実施時期は、構想段階については都市計画の決定又は変更に係る都市計画審議会に付議する前とし、設計段階は工事着手の180日前とします。

【実施方法等】

- ・札幌市景観審議会のもとに専門家からなる部会(景観アドバイス部会)を設置します。
- ・協議対象者は部会に出席し、計画案等を説明しなければなりません。
- ・市は、部会から上記計画案に対する意見等を聴き、協議対象者に対し、書面により助言を行うとともに、当該助言に対する回答を求めます。

【公表】

- ・市は、計画案等や市からの助言などについて、やむを得ない事情がある場合を除き公表します。



景観プレ・アドバイス (イメージ)

④ 屋外広告物に関する事項

(景観法第8条第2項第4号の規定による「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」)

景観計画区域内の屋外広告物については、「札幌市屋外広告物条例(平成10年条例第43号)(以下「広告物条例」という。)」において、良好な景観もしくは風致を害すおそれのないよう必要な規制を行うものとします。

そのうち、地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要な地区については、広告物条例において、下記ア、イにより、必要な規制を行うものとします。

ア 広告物活用地区

- ・すすきの地区

イ 景観保全型広告整備地区

- ・札幌駅南口地区、札幌駅北口地区、札幌駅前通北街区地区

⑤ その他取組を支える制度

ア 景観アドバイザー

市は、札幌らしい個性的で魅力的な景観の形成を推進するため、市、市民及び事業者に対し、専門家(景観アドバイザー)を通じて、必要な情報の提供、助言、指導等を行うことができます。

5-2 景観資源の保全・活用

(1)-1 現状

景観を特色付けている自然や建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な資源(景観資源)です。

景観資源の保全・活用の取組として、札幌市では、平成10年(1998年)に制定した自主条例において、「都市景観重要建築物等」の指定制度を位置付けました。

平成20年(2008年)4月以降は、景観法に基づく「景観重要建造物」や、札幌市都市景観条例に基づく「札幌景観資産」として指定しています(下図参照)。

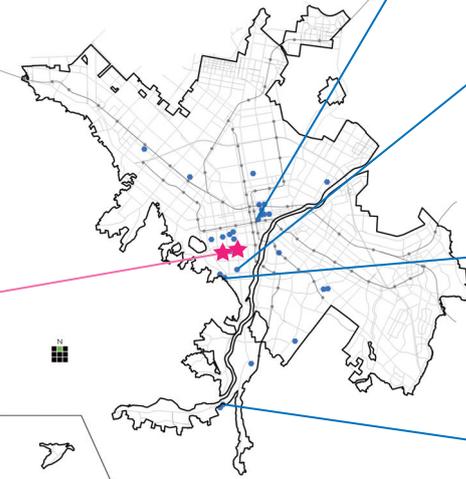
【現在の指定状況(H29.2現在)】

- ・景観重要建造物:2件
- ・札幌景観資産:26件(うち樹木1件)



日本福音ルーテル札幌教会

景観重要建造物及び札幌景観資産の指定状況については、ホームページ等を通じて周知を図っているほか、所有者に対しては外観の改修工事等にかかる費用の一部助成を行っています。



【景観重要建造物及び札幌景観資産指定状況】



市民会館前のハルニレ



杉野目邸



旧小熊邸



旧石山郵便局



景観重要建造物

歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など景観形成上重要な価値のある建造物については、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要建造物として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

景観重要樹木

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボリックな存在として景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要樹木として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

札幌景観資産

景観形成上価値があると認められる建築物等、樹木、その他の物で、意匠、様式(樹木にあっては、樹容)等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性のあるものなどについては、所有者の同意を得たうえで、札幌景観資産として指定し、地域の良好な景観の形成を推進します。

(1)-2 課題

- ・歴史的価値に着目した指定に限定されています。
- ・現行の助成制度は、外観の維持・保全を重視したもののため、他の用途への転用も含めた活用の可能性が広がらないことから、歴史的建築物等の滅失を防ぐことは難しいところです。

(2) 取組の基本的考え方

- ・成熟した都市において景観をより魅力的なものとするため、景観資源をこれまで以上に尊重します。
- ・景観上の価値のとらえ方を拡大し、景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していきます。

(3) 主な取組

① 景観資源の指定等に関する体系を再整理します。

ア 景観上の価値のとらえ方の拡大

歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものなどといった観点も重視します。

イ 新たな視点を加えた景観資源の調査

アの考え方を踏まえて、新たな視点を加え、市内の景観資源の実態調査を行います。

ウ 調査結果を踏まえた景観資源の位置付け

イの調査結果を踏まえ、景観重要建造物・樹木及び札幌景観資産の新規指定について検討し、それ以外の景観資源についても、ゆるやかに位置付ける方策(活用促進景観資源)を検討します。

② 景観資源の保全への多様な支援を行います。

ア 景観重要建造物等の活用への柔軟な助成

外観等を適切に維持・保全した上で、他の用途への転用等による活用も助成の対象とすることを検討します。

イ 専門家の関与による景観重要建造物等の計画的な修繕の促進

中長期的な修繕計画の作成支援として専門家が助言を行うなど、計画的な修繕促進の仕組みを検討します。

ウ 関連分野と連携した景観資源の活用促進策の検討

文化財や観光振興等といった関連分野と連携して活用を促進する方策を検討します。

③ 多様な主体により景観資源を共有します。

ア 保全・活用を促す多様な情報発信

景観資源のリストや位置図はもとより、維持・保全に有効な活用事例等も含めて広報誌やホームページなど様々な媒体を通じて情報発信します。

イ 市民や事業者等の多様な関与の促進

景観資源を知り・訪れ・触れる機会を充実させます。

身近な景観資源を
あなたも探してみ
ませんか？



(4) 取組を支える制度と運用の考え方

① 景観重要建造物(景観法第19条、景観条例第29条)

② 景観重要樹木(景観法第28条、景観条例第31条)

③ 札幌景観資産(景観条例第36条)

④ 活用促進景観資源(景観条例第41条の2～第42条)

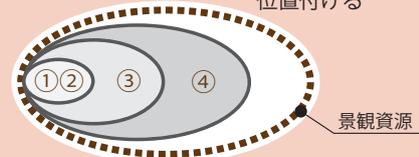
【景観資源の体系(イメージ)】

①・② 景観重要建造物・景観重要樹木

③ 札幌景観資産

④ 活用促進景観資源

⇒新たに掘りおこし、
位置付ける



【趣旨・目的】

- ・市民等に広く周知することに主眼を置いたゆるやかな位置付け制度
- ・市民等の関心を喚起し、良好な景観の形成に向けた活用の可能性を広げる。 など

【登録等】

- ・市は、建築物や工作物、樹木、これらが一体を成している区域、活動等に該当するもので、良好な景観の形成上価値があると認めるものを登録することができる。
- ・市民や事業者からも登録することを提案することができる。 など

【位置付けた資源の活用】

- ・届出・協議や景観まちづくりの取組にあたって参考にする。 など

⑤ 景観重要建造物等助成金

市は、景観重要建造物、景観重要樹木及び札幌景観資産の維持・保全に要する経費を一部助成することができます。

5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進

(1)-1 現状

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。

平成27年(2015年)第2回市民アンケートの結果では、札幌市全体の景観の印象について約8割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住地域に限ったところ、その割合は5割強に留まっており、地域の特性を踏まえた「景観まちづくり」の取組は重要であると考えられます。

平成22年(2010年)3月、札幌市都市景観審議会からの提言の中で、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要性について示され、札幌市ではこの提言を受け、以下のような取組を行ってきました。

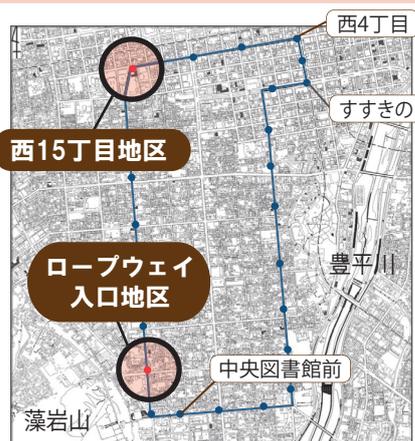
【提言後の主な取組】

平成21年～平成23年

札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域について、札幌駅前通協議会と協働で方針や基準等の見直しを実施しました。

平成25年～

「ロープウェイ入口」、「西15丁目」電停周辺をモデル地区とし、地域住民等と協働で、魅力的な景観の形成に向けた指針を作成するなどの取組を展開しています。



モデル地区位置図



意見交換会の様子

(1)-2 課題

- ・身近な地域の景観の魅力を高める取組を展開する場合、地域住民等の関わりが不可欠です。
- ・地域ごとの景観まちづくりの取組は、モデル地区において地域住民と協働で取組を始めた段階のため、策定した指針を制度としてどのように位置付けるかが不明確です。

(2) 取組の基本的考え方

- ・地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全・創出していくことが重要です。
- ・地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を推進していきます。

(3) 主な取組

① 地域ごとの景観まちづくりの多様な展開を推進します。

- ア モデル地区の取組の推進と他の地区への展開
- イ 取組事例等の情報発信
- ウ 景観計画重点区域等の指定の検討
- エ 既指定の景観計画重点区域の見直し検討
- オ 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用

あなたのまちでも取組んでみませんか？



② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みを確立します。

- ア 「景観まちづくり指針」等の制度化
地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針(景観まちづくり指針)やその対象区域(景観まちづくり推進区域)、地域の活動等を支える仕組みを新たに制度化します。
- イ 助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

① 景観まちづくり指針及び景観まちづくり推進区域(景観条例第42条の2～第42条の15)

【趣旨・目的】

- ・市民・事業者等が主体的に関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するための制度

【景観まちづくり指針の策定等】

- ・市は、一定の地域ごとに景観まちづくり指針を定めることができ、その案を地域住民等と協議し、協働で作成するよう努める。
- ・市は、景観まちづくり指針を定めようとするときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。
- ・指針の策定にあたっては、札幌市都市景観審議会の意見を聴くこととする。

【景観まちづくり指針に定める事項】

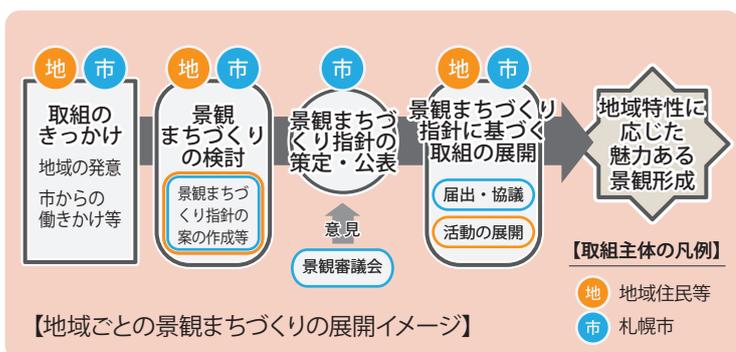
- ・目標・方針、対象区域(景観まちづくり推進区域)、景観形成基準、届出対象行為、活動など

【届出・協議との連動】

- ・景観まちづくり推進区域内で建築行為等を行おうとするものは、景観まちづくり指針に定められた届出対象行為に該当した場合、市に届出を行う。
- ・届出対象行為を行おうとする者は、全市の基準に適合したうえで、地域ごとの基準に適合しなければならない。

【地域景観まちづくり団体】

- ・地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とする団体は、市の認定を受けることができる(地域景観まちづくり団体)。
- ・地域景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の案の作成を市に申し出ることができる。 など



② 景観まちづくり助成金

市は、良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成することができます。なお、(4)①で定めた景観まちづくり指針に位置付けた活動についても、当制度による助成の対象となります。

(3) 主な取組

① 景観に関する教育と体験の機会を提供します。

ア 子どもへの景観教育

これまで行ってきた子どもへの都市計画や景観についての教育の取組を今後も実施します。

イ 市民等との協働による普及啓発の取組

より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討、実施していきます。

② 多様で効果的な情報発信を行います。

ア わかりやすく多様な情報発信

- ・事業者等に向けた制度の周知を行います。
- ・広く市民等に向けて「札幌の景観色70色」や景観資源等を紹介します。
- ・取組を行う市民等に向けた良好な事例を紹介します。

イ 多様な情報発信ツールの活用

冊子等はもとより、ホームページやソーシャルメディア*といった多様なツールを有効に活用します。
*SNS、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称

③ 市民・事業者等の自発的な活動を促す施策を充実させます。

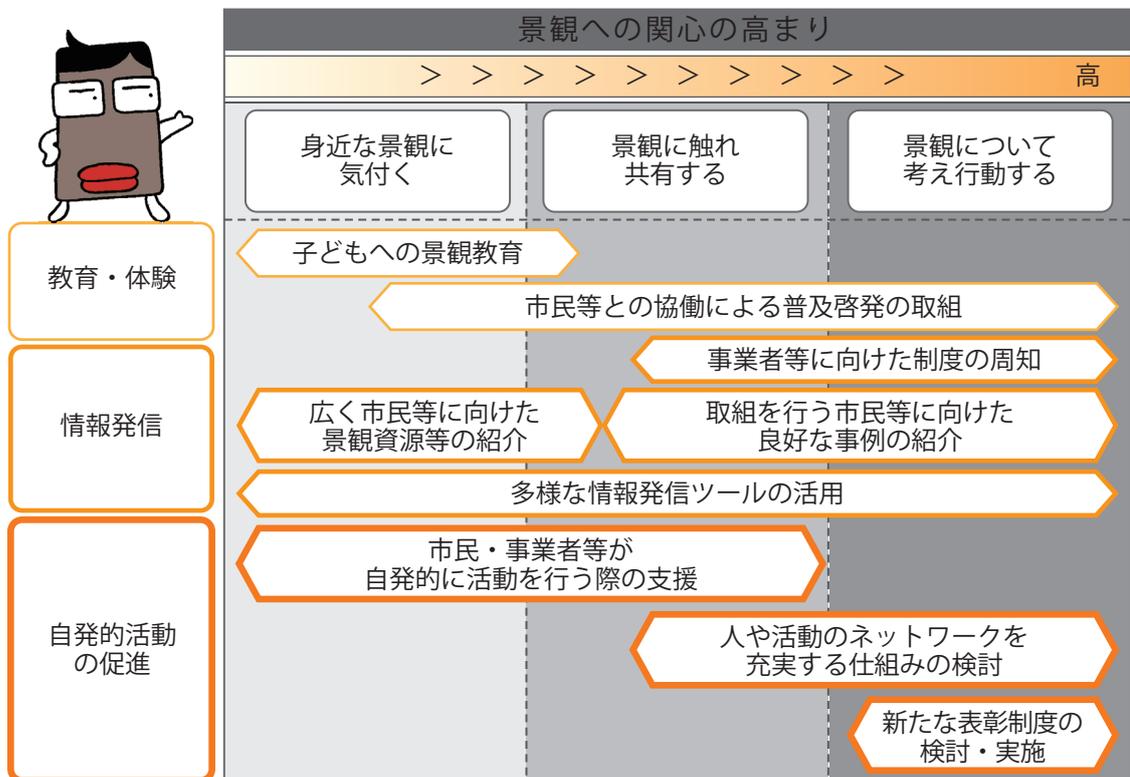
ア 市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援

イ 人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討

専門家や活動団体の認証などの仕組みを検討します。

ウ 新たな表彰制度の検討・実施

市民・事業活動等の中で自発的な取組を行うきっかけとなるよう、良好な景観の形成に資する優れた建築物や活動等を評価する新たな表彰制度について検討・実施します。



第6章

計画の推進にあたって

6-1 計画の推進体制

良好な景観の形成を実現するためには、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要です。

この計画の推進にあたっては、各主体が理念や目標を共有し、それぞれ以下のような役割を担って相互に連携して取り組んでいきます。

市民に期待される役割

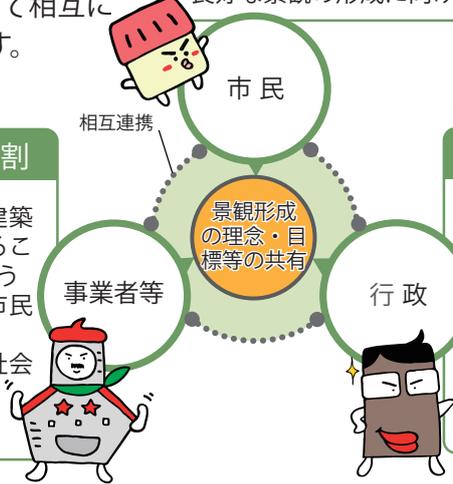
- ・景観に関心を持つ
- ・所有する建物や自らの活動が景観の一部を形成することを意識して必要な改善を行う
- ・良好な景観の形成に向けた市民活動に参加する
- ・良好な景観の形成に向けた取組を主体的に行う

事業者等に期待される役割

- ・事業活動や自らの所有する建築物等が景観の一部を形成することを意識して必要な改善を行う
- ・良好な景観の形成に向けた市民活動を支援する
- ・良好な景観の形成に向けた社会貢献活動を主体的に行う

行政の役割

- ・総合的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた施策を推進する
- ・率先して質の高い公共空間の創出に努める
- ・市民、事業者等の活動や相互の連携を支援・調整する
- ・良好な景観の形成に関わる多様な分野と連携する

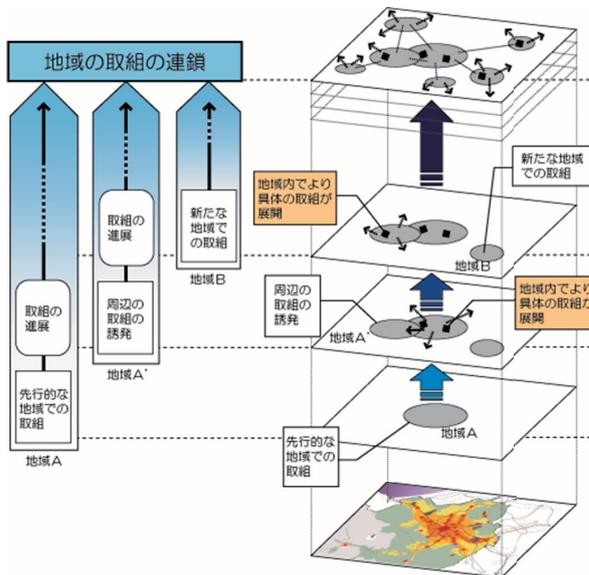


6-2 計画の進行管理

(1) PDCAによる進行管理

計画の進行管理にあたっては、この計画(Plan)に基づく具体的な取組を展開し(Do)、その結果を検証して(Check)、必要な改善を行う(Action)サイクルを繰り返すことで、段階的かつ継続的な発展を図っていきます。

また、札幌全体の景観の魅力を高めていくために、地域の個々の取組が地域の内外での新たな取組を誘発し、それらが相互に関係付けられながら連鎖的に展開されることを目指します。



【地域の取組の連鎖】

(2) 活動指標及び成果指標による進行管理

第5章で位置付けた個別の取組は、短期と中・長期とに区分し、これを活動指標として適切に進行管理します。

また、計画全体の進行管理のため、今後定期的なアンケート調査を行うことなどを通じ、成果指標のあり方について検討していきます。

<成果指標例(今後検討)>

- 札幌の景観に対する市民の評価(札幌全体・地区別)
- 景観施策についての市民の認知度
- 景観まちづくりの取組を行っている地区数

景観計画重点区域、景観まちづくり推進区域については、この基準に加えて別途景観形成基準があります。

[建築物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	A1	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形	山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。
			植生	
			水辺・河川	
	A2	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場 ^{※1} からの見え方	市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建築物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。
	B1	歴史的・文化的なまちの景観資源を生かし、質を高める	歴史と文化	歴史的建築物等や格子状街路・防風林など、歴史的なまちの遺構を尊重し、後世に札幌の歴史を伝える計画となるよう、配置や素材、色などを工夫する。また、歴史的価値に限らず、多くの市民が景観上優れていると感じているものや、シンボル性が高いものといった景観資源にも配慮して計画する。
			原風景	
			景観資源	
	B2	街並みとの連続感をつくる	低層部の軒高	歩行者の視線レベルにある建築物の低層部において、隣り合う建築物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となった表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。
			壁面線	
			敷地際のしつらえ	
			街角等	隣接敷地の公開空地や公園等のオープンスペース、交差点などに面する部分は、街並みの表情づくりのポイントであることから、オープンスペース、交差点、通りとの一体感に配慮した特徴ある街角等をつくる。
			隣接敷地との関係付け	
オープンスペースのしつらえ			公開空地やプレイロット ^{※2} 等のオープンスペースを設置する際には、みどりを効果的に配置し、使用者にやさしい仕上げとするとともに、建築デザインとの関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する。	
B3	歩行者の視点でのスケール感を大切にす	圧迫感の軽減	建築物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口部の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。	
		低層部の用途		
		開口部の位置や大きさ		
B4	地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、「色彩景観基準」(P5)による。	
		アクセントとなる色彩		

中景

※1 視点場：視点(見る人)が位置する場

※2 プレイロット：敷地内に設ける比較的小規模な遊び場

参考 景観計画区域における景観形成基準(つづき)

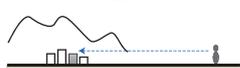
[建築物(つづき)]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	中景	C1 意匠に配慮する	ファサードデザイン※3	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華美な装飾を避け、汚れが目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。
			外壁の仕上げ	
			照明	
	中景	C2 雪に配慮する	落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建築物の配置や形態、外壁形状等を考える。
			冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。
	中景	C3 付帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。
			物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に付帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築物本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。
		C4 外構に配慮する	ユニバーサルデザイン アプローチのしつらえ	通りから建築物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。
	駐車場等の修景		駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。	
	みどりの演出		通りや広場、水辺、建築物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、四季の変化、地域の環境といった要素を考慮して、適切な樹種を選定する。	
	遠景	C5 広告物や案内表示などに配慮する	掲出の方法	建築物のデザインや街並みとの調和はもとより、安全性や視認性にも配慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合は集合化等を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。
			色彩や照明	
集合化				
遠景	C6 景観の維持・管理に配慮する	オープンスペースの活用	公開空地やプレイロットを設置する際には、街並みに調和した活用がなされるよう、誰がどのように利用するかなどを考慮する。	
		維持・管理手法	新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。	

※3 ファサードデザイン:建築物の正面のデザイン

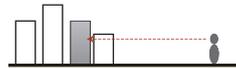
遠景・中景・近景とは…

遠景



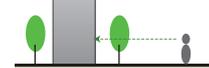
■ **遠景**は、山並みや空等を背景とした眺めや、山や展望台など高いところからの眺めであり、明暗によって形態を認識できます。

中景



■ **中景**は、街並みを構成する建築物や樹木等の色や形などが認識できます。

近景



■ **近景**は、建築物の外壁の素材や樹木の葉の様子などが認識できます。

[工作物]

		配慮項目	基本的視点	誘導基準
共通	共通	自然環境を生かす	地形・水辺	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となった風景を創出する。
			植生	
橋りょう・高架橋等	D1	地域性に配慮する	スケール感	周辺の街並みや雰囲気合ったスケール感に配慮するとともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。
			橋詰の修景	
			シークエンスデザイン	橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシークエンス（連続性）及び重なり合っ見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。
			デザインの関連性	
			ランドマークへの見通し	
	D2	意匠に配慮する	形態・色彩	山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は「色彩景観基準」(P5)による。
			全体のバランス	
			量感の軽減	
	D3	付帯物に配慮する	桁下の修景	上部工・下部工を一体的にとらえるとともに、桁や地覆 ^{※4} 、高欄 ^{※5} などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。また、具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。
			デザインの調和	
鉄塔・煙突等	E1	地域性に配慮する	歩道空間の演出	付帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。
			スケール感	
			見え方・見せ方	
	E2	全体的な姿に配慮する	調和する色彩	周辺景観への強い影響を抑えるために、背景となる自然環境や街並みと調和する色彩を用いる。なお、色彩は「色彩景観基準」(P5)による。
			量感の軽減	
	E3	付帯物に配慮する	構造美	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。
柵などの修景				
擁壁等	F1	地域性に配慮する	柵などの修景	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P5)による。
			緑化修景	
太陽光発電施設	G1	地域性に配慮する	最小限の工作物	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。
			緑化修景	
G2	付帯物に配慮する	柵などの修景	視点場からの見え方	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は「色彩景観基準」(P5)による。
			柵などの修景	

※4 地覆：橋りょう等の端部で路盤面より高くなっている部分

※5 高欄：橋りょう等の側端部に設ける手すり等

SAPPORO

札幌市景観計画 2017 【概要版】

発行：平成 29 年（2017 年）3 月
適用：平成 29 年（2017 年）4 月 1 日

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011 211 2545 -FAX：011-218-5113

URL：<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/index.html>

E-Mail：keikan@city.sapporo.jp



01-B03-17-224
29-1-33

表紙に使用した基本色

【札幌の景観色 70 色】

カフェ・オーレ (D-1)、榆（えるむ）(D-5)、蝦夷延胡索 (D-7)